

資格認定規程

昭和46年 6月 3日 制 定
昭和52年10月 3日 一部改正
平成 9年 5月 7日 一部改正
平成10年 5月 6日 一部改正
平成12年 2月25日 一部改正
平成13年 2月24日 改 正
平成25年 4月 1日 改 正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）は、知的障害施設等における専門職員としての資格並びにその認定について、この規程により定めるものとする。

(資格の名称)

第2条 資格の名称は、知的障害援助専門員並びに知的障害福祉士とする。

第2章 資格認定審査会

第3条 本会は、委員会設置規程に基づき、資格の認定のための資格認定審査会（以下「審査会」という）を人材育成・研修委員会に設置する。

第4条 資格の認定は、審査会の認証又は審査を経て、本会の会長がこれを行う。

第5条 認定した者に対しては、資格認定証書を交付する。

第6条 審査会の座長は、人材育成・研修委員会の委員長がこれにあたる。

第7条 審査会の委員は、審査会の座長が推薦し、本会の会長が委嘱する。

第3章 知的障害援助専門員

(定 義)

第8条 知的障害援助専門員とは、主として知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助にあたる専門職員の資格とする。

(認定の基準)

第9条 認定の基準は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会が実施する知的障害援助専門員養成通信教育を修了し、審査会の認証を経た者。
- (2) 国が実施する国立秩父学園保護指導職員養成所養成部の課程を修了し、審査会の認証を経た者。この場合にあつては、これを証する書類を添付し、認定の申請を行わなければならない。

第4章 知的障害福祉士

(定義)

第10条 知的障害福祉士とは、主として知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助に係る計画の策定、調整等とともに、支援・援助にあたる職員に対して助言、指導等を行う専門職員の資格とする。

(認定の基準)

第11条 認定の基準は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 知的障害援助専門員の資格を取得後、審査会が定める知的障害福祉の業務に2年以上従事した者。
- (2) 審査会が行う認定講習会を受講した者。
- (3) 審査会が行う認定試験に合格した者。

(付則)

第12条 認定講習会および認定試験は、平成13年度より実施する。

第5章 諸 則

(資格の取消)

第13条 資格を取得した者が、次の各号に該当したときは、その資格を取消すものとする。

- (1) 知的障害者の福祉に著しく反する行為があったとき。
- (2) 不正な方法で資格の認定を受けたとき。

(付則)

第14条 本規程は平成12年4月1日より適用する。

第15条 本規程以外の細則に関する事項については、別に定める。

第16条 本規程を改正または廃止しようとするときは、本会の理事会の承認をうけなければならない。

資格認定規程細則

資格認定規程の細則を次のとおり定める。

(資格認定審査会)

第1条 資格認定審査会（以下「審査会」という）は、審査会座長が招集する。

第2条 審査会の開催は、4月と9月の定期と必要に応じて開催することができる。

(知的障害福祉士認定講習会)

第3条 審査会が行う知的障害福祉士の認定講習会は、次のとおりとする。

- (1) 受講対象者は、知的障害援助専門員の資格を取得し、別表に定める知的障害福祉の業務に2年以上従事した者。
- (2) 講習の内容は、審査会が企画するとともにその講師の選定を行う。
- (3) 認定講習会は、年1回実施し、2日間行う。
- (4) 認定講習会の修了者には修了証明書を交付する。

(知的障害福祉士認定試験)

第4条 審査会が行う知的障害福祉士の認定試験は、次のとおりとする。

- (1) 受験対象者は、認定講習会を修了した者とする。
- (2) 認定試験は次の方法により行う。
 - ① 試験は、年1回実施し、認定講習会終了時に行う。
 - ② 試験問題は、選択式並びに論述式とする。
 - ③ 試験問題は、審査会が作成する。
 - ④ 試験の所要時間は3時間以内とする。
 - ⑤ 試験結果の評価・判定は、審査会が行う。

別表 実務経験該当施設・事業および該当職種

根拠法	施設・事業の種類		職種	
児童福祉法	通所支援 障害児	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所	直接対人援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 相談支援専門員	
	入所支援 障害児	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設		
	相談支援 障害児	障害児相談支援事業所		
発達障害者支援法	発達障害者支援センター		直接対人援助業務を行っている専任の職員 相談支援を担当する職員 発達支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練（機能・生活・宿泊型） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 共同生活援助	直接対人援助業務を行っている専任の職員 生活支援員 就労支援員 職業指導員 サービス管理責任者 サービス提供責任者 相談支援専門員	
		障害者支援施設		
		支相談		一般相談支援事業（基本相談支援及び地域相談支援） 特定相談支援事業（基本相談支援及び計画相談支援）
		支援地域生活		市町村地域生活支援事業 都道府県地域生活支援事業
障害者の雇用促進等に関する法律	就業・生活支援センター		直接対人援助業務を行っている専任の職員 主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員	
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者施設「のぞみの園」		直接対人援助業務を行っている専任の職員	
※右記に掲げる施設・事業は、既に廃止の資格に必要ない実務経験の対象になります。	知的障害者福祉工場 心身障害児総合通園センター 児童デイサービス事業 重症心身障害児（者）通園事業 障害児（者）地域療育等支援事業 知的障害者生活支援事業 知的障害者援護施設 （知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者小規模通所授産施設・知的障害者通勤寮） 児童福祉施設（障害児施設支援） （知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設） 相談支援事業 共同生活介護		直接対人援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士 生活支援員 指導員 ケースワーカー 作業指導員 職業指導員 生活支援ワーカー コーディネーター 相談支援専門員	
人材育成・研修委員会が個別に認めた施設・事業所			直接対人援助業務を行っている専任の職員・ 医師・保健師・看護師・理学療法士・ 作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・ 社会福祉士・施設長・管理者	

※非常勤職員の場合は、正職員と比べて3/4以上勤務している直接援助業務に携わる者を対象とする。